

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める省令の一部改正)

第二百二十六条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める省令(平成十二年運輸省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第七條第二項中「地方運輸局等海運支局組織規程(昭和二十六年運輸省令第五十号)別表第一」を「地方運輸局組織規程(平成十三年国土交通省令第二十三号)別表第三」に改め、「地方運輸局若しくは海運監督部」を削り、「沖繩開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)第十条第一項」を「内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十七條第一項」に、「運輸省組織令(昭和五十九年政令第百七十五号)第二百一十一條第一項の海事に関する事務」を「国土交通省組織令(平成十二年政令第百五十五号)第二百一十二條第二項に規定する事務」に改める。

附則

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の船舶法施行規則第十七号書式による災害補償審査(仲裁)申請書、水先法施行規則第一号様式による水先人免許申請書、第三号様式による水先免許再交付申請書、第四号様式による水先人免許更新申請書、第五号様式による水先人試験第二次受験申請書並びに第十二号様式による納付書、自動車登録番号標交付代行者規則別記様式による標識、自動車整備士技能検定規則第一号様式による自動車整備士技能検定申請書、自動車事故報告規則別記様式による自動車事故報告書、道路運送車両法施行規則第一号様式の三による封印取付受託者の標識、第四号様式による回送運行許可証、第十二号様式の三による検査標章、第十五号様式による軽自動車届出書、第十六号様式による軽自動車届出済証、第十七号様式の二による臨時運転番号標章と証並びに第十七号様式の三による軽自動車届出済証記入申請書、船舶職員法施行規則別記様式による海技免許引換え申請書、第二号様式による海技従事者免許申請書、第三号様式による限定解除申請書、第六号様式による登録事項(海技免許)訂正申請書、第七号様式による海技免許更新申請書、第九号様式による海技免許再交付申請書、第十一号様式その二による海技士(航海)・海技士(機関)・海技士(通信)及び海技士(電子通信)の資格に係る海技従事者国家試験申請書(一)、第十一号様式その二による小型船舶操縦士の資格に係る海技従事者国家試験申請書、第十三号様式による船舶職員養成の実施状況報告書、第十五号様式による乗組み基準特例許可申請書、第十五号様式の二による締約国資格受有者承認申請書・登録事項(承認証)訂正申請書・承認証再交付申請書、第十六号様式その二による納付書並びに第十六号様式その二による納付書、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第一号様式による衛生管理者資格認定申請書、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則第三号様式による登録証書、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十号様式による登録事項等通知書、第十一号様式による抹消登録証明書、第十二号様式から第十四号様式までによる登録事項等証明書、第十五号様式による自動車検査証、第十六号様式による自動車検査証返納証明書、第十七号様式による自動車予備検査証並びに第十八号様式による限定自動車検査証、旅行業法施行規則第一号様式による新規登録申請書、変更登録申請書及び更新登録申請書、第三号様式による旅行者登録簿及び旅行者代理業者登録簿、第四号様式による登録事項変更届出書、第五号様式による変更届出添付書類、第六号様式による取引額報告書、第十一号様式及び第十二号様式による旅行業登録票並びに第十三号様式及び第十四号様式による旅行者代理業登録票、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第十号様式による変更承認申請書並びに船舶料理士に関する省令第一号様式による船舶料理士資格証明書交付申請書及び第三号様式による船舶料理士資格証明書再交付申請書は、この省令による改正後のそれぞれの書式又は様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

○運輸省令第四十号

中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)、中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第六十号)及び中央省庁等改革に伴い関係政令等を廃止する政令(平成十二年政令第三百四号)の施行に伴い、中央省庁等改革に伴い運輸省関係省令を廃止する省令を次のように定める。

平成十二年十一月二十九日
運輸大臣 森田 一

中央省庁等改革に伴い運輸省関係省令を廃止する省令
次に掲げる運輸省令は、廃止する。
一 港湾建設局工事事務所等組織規程(昭和二十四年運輸省令第二十四号)
二 地方運輸局等海運支局組織規程(昭和二十六年運輸省令第五十号)

三 運輸省組織規程(昭和二十七年運輸省令第七十三号)

○郵政省令第六十九号
電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年十一月二十九日
電波法施行規則の一部を改正する省令
電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。
第六条の四を第六条の五とし、第六条の三の次に次の一条を加える。
(公示する期間内に申請することを要しない無線局)
第六条の四 第六條第七項の郵政省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。
一 認定開設者が認定計画に従って開設する特定基地局を通信の相手方とする陸上に開設する移動する無線局

二 日本放送協会又は放送大学学園の放送局(放送試験局、放送衛星局、放送試験衛星局及び放送を行う実用化試験局を含む)第七條、第八條及び第四十一條の二を除き、以下同じ。
三 受信障害対策中継放送を行う放送局(前号に掲げるものを除く。)
四 受託内外放送を行う放送局
五 多重放送を行う放送局(次号及び第七号に掲げるものを除く。)
六 放送法(昭和二十五年法律第三十二号)第三条の五の規定による臨時かつ一時の目的のための放送(以下「臨時目的放送」という。)を専ら行う放送局
七 コミュニティ放送(放送法施行規則昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)別表第一号(注十五)のコミュニティ放送をいう。以下同じ。(を行う放送局)
八 同一人に属する他の放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う放送局(第二号、第三号及び第五号から前号までに掲げるものを除く。)
九 電気通信業務を行うことを目的とする無線局が開設されている人工衛星(当該無線局が開設されているものを含む。)に開設する放送局(第四号及び第六号に掲げるものを除く。)
十 電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局又は放送局(第二号から前号までに掲げるものを除く。)であつて、再免許の申請に係るもの

郵政大臣 平林 鴻三

四 気象審議会運営規則(昭和三十一年運輸省令第五十七号)

五 海技免許の引換等に関する省令(昭和三十三年運輸省令第二十五号)

六 海運業の再建整備に関する臨時措置法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十号)

七 空港事務所等組織規則(昭和四十二年運輸省令第七十七号)

八 三國間航路開闢助成金交付規則(昭和四十五年運輸省令第十一号)

九 運輸研修所組織規則(昭和四十五年運輸省令第三十四号)

十 地方運輸局陸運支局等組織規程(昭和六十年運輸省令第六号)

十一 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める省令(平成四年運輸省令第三十一号)

附則
この省令は平成十三年一月六日から施行する。